

昭島市情報公開・個人情報保護  
運営審議会副会長 大野 隆司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）及び昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号）の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成27年 7月 3日

昭島市長 北川穰一

記

諮問第53号

民生・児童委員協力員の高齢者等の見守り活動における個人情報の収集について

諮問第54号

昭島市個人情報保護条例の改正について

諮問事項の詳細は、別紙1及び2のとおり

## 別紙 1

### 諮問第 53 号

#### 民生・児童委員協力員の高齢者等の見守り活動における個人情報の収集について

(説明) 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問する。

#### 民生・児童委員協力員の高齢者等の見守り活動における個人情報の収集について

民生・児童委員協力員事業は、民生・児童委員（以下「民生委員」といいます。）の負担の軽減を目的に平成19年から東京都事業として開始をされたものです。本市においても、東京都民生・児童委員協力員事業実施要綱（平成19年19福保生地第977号。以下「都要綱」といいます。）の規定に基づき、本市の区域内で活動する民生・児童委員協力員（以下「協力員」といいます。）の設置について昭島市民生・児童委員協力員設置要綱（平成20年2月12日実施）で必要な事項を定め、実施をしてきましたが、今後、更なる地域福祉の向上に資するため、民生委員との連携を強化し、より良い社会福祉活動ができるよう環境を整えることで、協力員の一層の活用を図りたいと考えています。

協力員の業務内容については、都要綱で定める基準に従い、昭島市民生・児童委員協力員設置要綱第2条でこれを定めていますが、同条第1項第1号に規定する「高齢者、子ども達の見守り活動」を行う上で必要な個人情報は、これまで、協力員が担当民生委員を通じて収集してきました。しかし、一人暮らし、認知症、要介護等の高齢者の見守りでは、急病等の緊急時で担当民生委員と連絡が取れない場合等は、協力員が本市や関係機関から直接個人情報を収集し、対処したほうが有益と考えられます。そのため、協力員の個人情報の取扱いについて、都要綱の実施細目で、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）や各自治体における個人情報の保護に関する条例等に基づき適正に取り扱うものとされていることを踏まえ、協力員自らが、緊急時に限り必要な範囲内で、本市や関係機関から個人情報を収集することができるよう、協力員の業務内容を改めたいと考えていますが、

このことが条例第2条第1項に規定する「個人情報保護制度に関する重要事項」に該当することから、意見を求めるものです。

平成27年 7月22日

昭島市長  
北川穰一殿

昭島市情報公開・個人情報保護  
運営審議会会長 大野隆司

昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報公開・個人情報保護運  
営審議会条例に基づく諮問について（答申）

平成27年7月3日付け27企法指第42号にて諮問のあった下記の件について、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第53号

民生・児童委員協力員の高齢者等の見守り活動における個人情報の収集に  
について

## 答申

### 諮問第53号

民生・児童委員協力員の高齢者等の見守り活動における個人情報の収集について

民生・児童委員協力員が行う一人暮らし、認知症、要介護等の高齢者の見守り活動において、緊急時に限り必要な範囲内で、自ら個人情報を収集することができるよう業務内容を改めることは、対象者の生命、身体又は財産の安全を守るため有益であると認め、了承する。

なお、協力員に対し、適切な個人情報の収集及び守秘義務の遵守を徹底するよう指導していただきたい。